

審査請求書（下水道使用料督促状11）

平成28年9月27日（火）

青森市長 鹿内 博 様

審査請求人 三国谷清一



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川4丁目8番2号

氏 名 三国谷清一

年 齢 67歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長（以下「企業局長」という。）の平成28年6月27日付下水道使用料督促状（平成28年5月分）（以下「本件督促状」という。）による処分。

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成28年6月28日

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

（1）平成27年2月17日開催民生環境常任委員協議会において小松文雄環境部次長（現環境部理事）（以下「小松次長」という。）は「下水道使用料督促状の発行は企業局水道部に事務委任するが、この督促状の発行には新たな経費は発生しない」と説明。しかし貴職から事務委任を受け本件督促状を発行している企業局長は、本件督促状の作成・発送の経費は70.6円であるとしている。小松次長の説明が間違っていることは明らかである。間違いを前提として青森市下水道条例（以下「下水道条例」という。）の改正をし、「下水道使用料に係る督促手数料は徴収しない」としたのである。過ぐる下水道条例を根拠にした、本件督促状による処分は違法若しくは不当である。

（2）本件督促状には「下水道使用料等 1,313円」と記載されているが、下水道使用料等の「等」とは「農業集落排水施設使用料」（以下「農排使用料」という。）のことであると企業局長は主張しているが、本件督促状の中には「農排使用料」という言葉は一切書かれておらず、本件督促状は何に対する督促なのか特定されていない。よって、本件督促状は督促状としての要件を欠き地方自治法第231条の3第1項に規定する督促状とはいえず、本件督促状による処分は違法若しくは不当である。

（3）審査請求人は、再三にわたり下水道使用料督促状の違法性若しくは不当性について色々な場において主張・照会しているが、貴職は一切無視である。企業局長は委任されたことを下水道条例どおり実施しているので違法ではないと主張する。小松次長の過ぐる説明の責任の所在が隠されており、本件処分は正に違法・不当である。

6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありません。

7. 行政不服審査法第31条の規定による口頭意見陳述の申立て

行政不服審査法第31条の規定により口頭意見陳述を申立てる。



審査庁である市長の見解

1 審査請求に係る処分の内容

平成 28 年 5 月分の下水道使用料に係る督促処分

2 審査庁である市長の見解

別紙のとおりなされた審査請求については、次の審理員意見書のとおり審査請求人の主張する違法又は不当な点は認められないため、棄却すべきものとする。

審理員意見書

平成 29 年 5 月 12 日

青森市長 小野寺 晃彦 殿

審理員 佐々木 秀文



行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人三国谷 清一が平成 28 年 9 月 27 日に提起した処分庁 青森市公営企業管理者企業局長による下水道使用料督促処分（平成 28 年 5 月分）に対する審査請求（平成 28 審査請求第 16 号）の裁決に関する意見を提出する。

第 1 事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人が平成 28 年 4 月 23 日から平成 28 年 5 月 24 日までの期間において排除した汚水の量等をもとに算定した下水道使用料の額等を記載した下水道使用料納入通知書（平成 28 年 5 月分。以下「納入通知書」という。）を、納入期限を平成 28 年 6 月 15 日として平成 28 年 5 月 26 日に審査請求人宛に郵送した。
- 2 この納入通知書に記載した納入期限から相応の期間が経過した平成 28 年 6 月 27 日時点において、納入通知書に記載した下水道使用料が完納されなかったため、処分庁は、収納が確認されていない旨等を記載した下水道使用料督促状（平成 28 年 5 月分。以下「本件督促状」という。）を、納入期限を平成 28 年 7 月 5 日として平成 28 年 6 月 27 日に審査請求人宛に郵送した。
- 3 審査請求人は、平成 28 年 9 月 27 日、青森市長に対し、本件督促状による処分の取消しを求める審査請求をした。

第 2 審理関係人の主張の趣旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件督促状の作成・発送の経費は 70.6 円であるにも関わらず、青森市下水道条例の改正をして、下水道使用料に係る督促手数料は徴収しないこととした。過る青森市下水道条例を根拠にした本件督促状による処分は違法若しくは不当である旨を主張している。

また、本件督促状に記載されている下水道使用料等の「等」とは、「農業集落排水施設使用料」のことであると処分庁は主張しているが、本件督促状の中には「農業集落排水施設使用料」という言葉は一切書かれておらず、本件督促状は何に対する督促なのか特定されていない。よって、本件督促状は督促状としての要件を欠き地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する督促状とはいえず、本件督促状による処分は違法若しくは不

当である旨を主張している。

2 処分庁の主張

処分庁は、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第6条（企業局長への委任）の規定により「下水道使用料の徴収（地方自治法第231条の3第2項から第4項までの規定による手数料及び延滞金並びに滞納処分に関する事務を除く。）及び還付に関する事務」を受任しており、本件督促状による処分は、地方自治法第231条の3（督促、滞納処分等）及び青森市下水道条例第30条の2（督促）の規定により行った処分である。

また、本件督促状の「下水道使用料等」という記載については「下水道使用料」と「農業集落排水施設使用料」を合わせて「下水道使用料等」と表記しているものであるが、これは、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の徴収に関する事務にかかる一連の取扱いに違いがないこと、下水道使用料と農業集落排水施設使用料はともにメーターごとに計量した使用水量等を使用者が排除した汚水の量として認定し、使用料を算定し、納入の通知をし、収納しており、同じメーターで下水道使用料及び農業集落排水施設使用料を算定するための排除した汚水の量を計量することはないため、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の督促を1件の督促状で行うことはあり得ないことから行っているものであり、審査請求人は下水道を使用していることから、本件督促状の「下水道使用料等」とは「下水道使用料」のことを指しており、この取り扱いについて、地方自治法第231条の3第1項の規定に照らし、処分を取り消すべき違法性及び不当性はない旨を主張している。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 青森市事務の委任及び補助執行に関する規則（平成17年規則第13号。以下「規則」という。）第6条では、下水道使用料の徴収（地方自治法第231条の3第2項から第4項までの規定による手数料及び延滞金並びに滞納処分に関する事務を除く。）及び還付に関することに係る事務を企業局長に委任する旨規定している。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項では、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までの納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない旨規定されている。
- (3) また、法第231条の3第2項では、普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる旨規定されている。
- (4) 青森市下水道条例（平成17年条例第201号。以下「条例」という。）第30条の2第1項で、市長又は市長の委任を受けた職員は、納期限を過ぎても使用料を完納しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状を発行しなければならない旨規定している。
- (5) また、条例第30条の2第3項で、督促手数料は、これを徴収しない旨規定している。

2 本件督促状による処分の違法性又は不当性について

(1) 本件督促状による処分については、規則第 6 条の規定に基づき、事務委任を受けた企業局長が行ったものである。

また、条例第 30 条の 2 第 1 項では、納期限を過ぎても使用料を完納しない者があるときは、納期限後 20 日以内に督促状を発行しなければならないとされており、本件督促状による処分は、当該規定に基づき行われたものであり、違法又は不当であるとは言えない。

(2) 審査請求人は、本件督促状の作成・発送に経費がかかっているにもかかわらず、下水道使用料に係る督促手数料は徴収しないこととした条例に基づく本件督促状による処分は違法若しくは不当である旨を主張している。

しかし、法第 231 条の 3 第 2 項では、普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる旨規定されており、督促手数料を徴収するか否かは、普通地方公共団体の裁量によるものであり、条例第 30 条の 2 第 3 項において督促手数料を徴収しない旨規定している。

したがって、審査請求人の主張は、本件督促状による処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

(3) 審査請求人は、本件督促状に記載されている「下水道使用料等」については、何に対する督促なのか特定されず、督促状としての要件を欠いており、本件督促状による処分は違法若しくは不当である旨を主張している。

しかし、処分庁は、本件督促状における「下水道使用料等」という記載について、下水道使用料と農業集落排水施設使用料を合わせて表記しているものであり、この表現は、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の徴収に関する事務にかかる一連の取扱いに違いがないこと、及び下水道使用料と農業集落排水施設使用料の督促を 1 件の督促状で行うことはあり得ないことから行っているものであるとしている。

また、処分庁によると、審査請求人は下水道を使用しているとのことであり、この点について争いはないため、本件督促状の「下水道使用料等」とは「下水道使用料」のことを指しており、本件督促状における「下水道使用料等」の記載が違法又は不当であるとはいえない。

したがって、審査請求人の主張は、本件督促状による処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

(4) 審査請求人は、審査請求書、反論書及び本件審査請求に係る口頭意見陳述の中で、種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも本件督促状による処分の取消しを求める理由としては採用することはできない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件督促状による処分に違法又は不当な点は認められない。

第 4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。